

学 位 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

1. 申請者氏名	津田 博
2. 審査委員	主 査：連大教授（兵庫教育大学） 福田 喜彦 副主査：連大教授（鳴門教育大学） 梅津 正美 委 員：連大教授（兵庫教育大学） 吉水 裕也 委 員：連大教授（兵庫教育大学） 森田 猛 委 員：連大教授（兵庫教育大学） 森 秀樹 委 員：元連大教授（兵庫教育大学） 小南 浩一
3. 論文題目	地租改正事業と郡長－『母里村難恢復史略』を中心として－
4. 審査結果の要旨	論文提出による学位申請者 津田 博 から申請のあった学位論文について、兵庫教育大学学位規則第16条に基づき、下記のとおり審査を行った。 論文審査 日時：令和4年8月5日（金） 14時～15時 場所：Zoomによるオンライン開催 1. 学位論文の構成と概要 序 章 第1章 三新法制定と郡長 1 はじめに 2 郡区町村編制法の制定経緯とその内容 (1) 郡区町村編制法の制定経緯 (2) 郡区町村編制法の内容 3 郡区町村編制法と兵庫県の事務分課 (1) 兵庫県の事務分課 (2) 府県官職制と地方行政機構 4 郡長の任命と職務 (1) 郡長の任命要件 (2) 郡長の職務 5 小括 第2章 飾磨県における地租改正事業の展開 1 はじめに 2 飾磨県における地租改正事業の実相 (1) 地租改正事業の実施 (2) 土地丈量の実態 (3) 土地等級の確定 (4) 押付反米の強制と民議 3 新租額の発表と戸長の抵抗 (1) 新租額の手交 (2) 戸長への県による高圧的対応 (3) 戸長の覚悟 4 小括

第3章 兵庫県における郡長

- 1 はじめに
- 2 文献研究の概要と結果
- 3 郡長の具体像
- 4 兵庫県議会予算審議と郡長
- 5 小括

第4章 困惑する郡長

- 1 北条郡長の着任
- 2 減租要求と疏水建設
- 3 租税課長の現地視察と水利土工費貸与への嘆願
- 4 郡長の信念と剰余地の売却
- 5 政府の勸農政策と播州葡萄園の誘致
- 6 太政官第25号布告と地租軽減運動の再開
- 7 小括

第5章 抗う郡長

- 1 はじめに
- 2 畑地価修正額の決定と郡長の抵抗
- 3 印南新村騒動
- 4 地租納租を巡る県令と郡長の攻防
- 5 森岡県政と租税官吏讒訴工作
- 6 県庁組織の内情と北条郡長の解任
- 7 小括

終章 まとめと課題

補論 北条直正郡長とその思想的背景

- 1 はじめに
- 2 牧民の思想と北条直正
- 3 陽明学と北条直正
- 4 北条直正と河野鉄兜
- 5 「蕃山陽明学」と北条直正
- 6 北条郡長の郡政運営思想
- 7 小括

付記

研究の概要は以下の通りである。

序章では、膨大な地租改正に関わる先行研究を整理し、本研究の視座を提示した。本研究の目的は近代国家建設のための国家財政の安定化と課税権の中央集権化を目指して実施された地租改正事業の地方における具体的実相を明らかにすることである。

ここでは、郡長北条直正の著した『母里村難恢復史略』（以下『史略』と略称する）をもとに、地租の徴収・収納の責任者である郡長と農民（地主）との関係が、地租改正事業の進行をたどるなかで次第に変化していく過程を、「変容」と「教導」をキーワードに究明した。

第1章では、明治新政府が郡区町村編制法を公布し、郡長を設置した意図と経緯を概観した。郡長は中央集権化の前線基地として、国家意思を行政の最末端である町村に浸透させる府県庁の出先機関として設置された「職任の重い」機関であった。大津美津子が「当時郡長は警察と並んで民衆から最も憎まれ」「町村住民にとって郡長は国家権力の象徴的存在だった」としたのは、そうした郡長の権力的側面を表している。本論文の主人公である北条直正は大津の言う郡長像とは異なる存在であったことを第4章、第5章で詳述する。

第2章では、郡長が赴任するまでの地租改正事業の始まりを、飾磨県印南新村外5か村の事例から分析し、執行する県側と地主との対抗関係を明らかにした。地租改正事業が福島正夫の言うように全国一様に実施されたわけではないことを例示した。また、明治初年の行政末端の官吏（改正掛、改正掛長）等の高圧的な態度などを明らかにすることができた。さらに該地域の貢租額が旧江戸期に比して、4倍ないしは5倍の高率となった実態を明らかにした。これに対して抗議する地主達を脅

迫と恫喝をまじえて対応する官吏の実態、それに対抗する戸長の覚悟など、地租改正にかかわる権力と人民の対抗関係を描出した。

第3章では、郡長の具体像を明らかにするため、兵庫県に現存する郡史誌・市町村史誌について文献研究を行った。その結果、郡長の事績について記述された事例を4点見いだすことができた。4事例のなかには、郡長になる前の兵庫県の租税属として旧飾磨県での地租徴収に際して、豪腕を振るい、「暴威を逞うし村民を虐遇し」「六ヶ村人民を塗炭の苦に陥れ」、権力に阿って自己の栄達と自己保身にのみ奔走する「就中奸悪なる」官吏の典型として記録されている人物が、郡長に就任するや、県官吏時代とは正反対の言動を示している事例もあった。

第4章では、郡長設置後の地租改正事業の実態を郡長の視点から分析した。明治12年に初代加古郡郡長に任命された北条直正は、地租完納の方策についてさまざまに思いを巡らして対策を考え抜き、任地の発展のために戸長や地主達と時として対峙し、時として想いを共有しつつ任務を遂行していった。明治新政府は、明治13（1880）年、太政官布告第25号を発し、地価の修正を許可した。これを受けて、印南新村外5ヶ村は畑地価特別修正願を提出した。同時に明治九年十年の増租追徴金延納の請願を作成したが、全て県からは拒否された。また、戸長も県令宛てに重租の実態を具体的に表して幾度となく請願を行ったが、租税属により握りつぶされ、印南新村外5ヶ村は不納処分による亡村の危機に立たされることになった。北条郡長はこうした村の窮乏に心を痛み、県令への現状報告や嘆願行為から、県令への諫言行為に及ぶようになるが、県令は全く受け入れなかった。

第5章では、北条郡長が県行政組織末端の地方官吏でありながら、地租徴収の対応に対して抵抗する姿勢を形成していく変遷過程を、地租改正事業の進行を辿る中で明らかにした。第4章で述べた県令への嘆願行為から諫言行為への変貌、さらには農民の側に立って、県令に抗う闘う郡長へと変貌していく過程を明らかにした。この変貌の契機は、明治13年5月太政官第25号布告が公布された時点からであろうと推察する。この布告により、地租軽減運動が再開され、これを契機に郡長と地主の教導関係が構築されることになる。さらに、県令や租税属から強制される不納処分への執行に対する不作為という不服従的行動をとまなう闘う姿勢へと変貌していくのであった。

補論では、こうした北条郡長の行動の変容が、いかなる思想的背景のもとになされたかを資料的制約の中で考察した。それは江戸末期の人間としての教養である陽明学と牧民の思想にあったのではないかと現時点で推量した。

今後は、「北条直正の行動と思想」という形でまとめる予定である。

2. 審査経過

審査委員5名と協力者1名は、提出された学位論文を精読したのち、令和4年8月5日にZoomによるオンラインで公聴会を実施した。公聴会に引き続き、審査委員、協力者により、同じくZoomによるオンラインで、学位論文の審査と学力確認を行った。

（1）論文の独創性

地租研究には膨大な研究蓄積があり、それは制度史的研究と実態史的研究に大別される。本論文は後者に位置づけられる。しかし、本研究の独創性は、従来の実態史研究では見られなかった郡長の視点から、地租改正事業の最前線である郡長と地主、さらには県令との対抗関係を特定の地域をフィールドにきわめて微視的に描出した点にある。郡長研究は史料制約から研究が進んでいないが、制度的側面としての郡長は「警察と並んで民衆から最も憎まれ」「町村住民にとって郡長は国家権力の象徴的存在だった」とされるが、実態史的側面からは必ずしもそうした郡長像は当てはまらないことの事例を提示した点に本研究の独自性がある。

（2）本研究の発展性

本研究では郡長北条直正が、地租改正事業の進行過程で、官吏然とした態度から、次第に地主側によりそい県令に対して諫言、抵抗の姿勢を示していくその変貌過程を詳細に追跡した。なぜ、北条郡長がこうした態度に出たのか、その思想的背景はどこにあるのかが、人物研究または思想史的研究として興味深く、意義あるものと思われる。その一端を補論として提示したが、今後は、「北条直正の行動と思想」という形でまとめる予定である。

(3) 歴史教育への貢献

地租改正は、1873年から実施されたが、全国一様になされたものではなく、地方によって様々な葛藤や対立、紛争があった。本研究はある特定の地方をフィールドにしたもので、地域史研究として活用できる。その地域でかつて何があったのか、先人達の努力によって、現在の地域があることを実感する。また、史料『史略』を活用することで、歴史が史料をもとに語られることを体得することができる。

3. 審査結果

以上により、本審査委員会は、津田 博 の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、全員一致で合格と判定した。